

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(入札説明書)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	備考
1	入札説明書	5	2	(1)	オ	(イ)	a (※1)	設計・建設業務に係る注意書(※1)において、「平成32年度以降に実施する業務についても、国の交付金が活用可能であれば、活用することとします」とあります。ついては、貴県としては、事業者の資金調達に係る提案内容にかかわらず、優先順位としてまずは国の交付金の活用を志向されるスタンスである、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	4/30公表
2	入札説明書	6	2	(2)	オ	(イ)	b 事業者が行う業務	「建設業務」のうち、「近隣調整」「準備調査業務」とはどのような内容が該当しますか。 例えば、住民への事業説明会等を想定した場合、貴県にて説明・対応頂き、弊社は説明のための資料作成、説明会での同席という立場と考えますが宜しいでしょうか。	近隣調整とは、必要に応じて本件工事の内容を近隣住民に対して周知させること、本件工事の作業時間について近隣住民の了解を得ること、及び車両の交通障害、騒音、振動その他工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策等に関することです。事業契約書(案)第16条をご参照下さい。 準備調査業務とは、電波障害等影響調査、地質調査その他の本事業用地の調査、既存施設との分界点調査、更新施設の更新準備調査及び新設施設の建築準備調査等です。事業契約書(案)第15条をご参照下さい。 なお、ご質問の例の場合は、基本的な計画に関する説明は県で行いますが、工事等詳細に関する説明はPFI事業者が行うこととします。	5/12公表
3	入札説明書	8	2	(1)	オ	(エ)	a 設計建設業務の対価	平成32年度以降に実施する設計・建設業務の対価については“事業実施年度の翌年度から事業終了年度までの間、年度毎に1回、元金均等により支払われる”とのことですが、例えば、平成32年度に実施した業務についてはその対価を平成33年度から平成47年度の15回に分割してお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。 また、平成47年度に実施した業務についてはその対価の支払いタイミングは平成48年度になるという理解でよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、地方自治法第235条の5に基づき、完了検査による完了確認後から平成47年度の出納閉鎖期日(平成48年5月31日)までに、事業契約書(案)別紙2「2(3)②支払手続」に示される方法で一括で支払われます。	4/30公表
4	入札説明書	8	2	(1)	オ	(エ)	a 設計建設業務の対価	平成32年度以降に実施する設計・建設業務の対価については“事業実施年度の翌年度から事業終了年度までの間、年度毎に1回、元金均等により支払われる”とのことなので、例えば、平成32年度に実施した業務についてはその対価を平成33年度から平成47年度の15回に分割してお支払いいただけるという前提で質問させていただきますが、この際の割賦金利計算に使用する基準金利はTSR6ヶ月LIBORベースの15年物のスワップレート仲値になるという理解でよろしいでしょうか。 (平成33年度実施業務についてはTSR6ヶ月LIBORベースの14年物のスワップレート仲値使用)	ご理解のとおりで、平成32年度以降の各年度の汚泥処理事業に係る設計・建設業務の対価は平成47年度までの割賦払いであり、基準金利についてはその期間の6ヶ月LIBORベースの金利を用います。例えば、平成32年度の割賦払い期間は平成47年度までの15年間で、基準金利は6ヶ月LIBORベース15年物の金利を用います。平成33年度の割賦払い期間は平成47年度までの14年間で、基準金利は6ヶ月LIBORベース14年物の金利を用います。 割賦払い期間の詳細は、様式集のⅡ-2-3(別添4-2)をご参照下さい。	5/12公表
5	入札説明書	9	2	(1)	オ	(エ)	a 平成32年度以降に実施する設計・建設業務の対価	実施方針に関する質問・回答No.47において、「長期融資契約は、業務の着手時から業務完了まで行っただけによいことから、長期融資契約の解除という事態は発生しないと想定しているため、融資契約の締結及び解除に要した費用は、県は負担しません」との回答がなされております。 しかしながら、本事業に対する融資形態は、プロジェクトファイナンス方式が想定されております。プロファイにおいては、融資契約・担保契約・直接協定等において膨大な数の規定を設定するほか、その前提として、事業者と融資金融機関との間で長期間にわたる契約協議(リーガルチェックを含む。)が必要となります。よって、(前年度のどのタイミングになるかも不明である)交付金の交付決定可否を確認してから当該協議等を進めた場合、設計・建設業務の着手時までに融資契約の締結が間に合わない可能性が高いものと思料します。この場合、事業者の資金調達の安定性が損なわれることとなるため、事業者としては、予め融資契約を締結しておくのが適切と考えます。 ついては、以下のいずれかの対応の採用を検討いただきたく存じます。①資金調達が不要となったときで、融資契約が締結済みの場合は、プロファイ組成に際して事業者が要した費用(アレンジメントフィー、コミットメントフィー等の金融費用、弁護士報酬等)を貴県に負担いただく。②交付金の有無にかかわらず、サービス購入料A-2の支払い方法については、割賦払いとする。	国の交付金の活用の可否は、工事の開始前年度3月末までに決定しており、交付金活用の決定時から融資実行時となる工事完了時までの間に十分な融資契約の手続きが可能と考えます。したがって、県は、プロジェクトファイナンス組成に関する解約手数料を負担いたしません。また、交付金が活用出来る場合は、割賦払いとはしません。 なお、工事期間中の事業者による資金調達は、短期の資金繰りにて対応することを想定しております。	5/12公表

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(入札説明書)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	備考
6	入札説明書	10	2	エ	(b)	a	i)	施設の利用に対する権利 「当該権利を基に、平成31年度末までに実施するバイオガス利活用施設に係る設計・建設業務に要する費用を生成物の販売で得られた収入により回収するものとします。」とありますが、例えばバイオガス利活用施設としての発電設備等を事業当初に設置した後、性能を維持するため平成32年度以降で一度『全面撤去・更新』した場合は、その時点で新たに更新した設備の引渡しの対価として、再度、残存期間における当該施設の利用に対する権利が事業者が付与されるという理解でよろしいでしょうか。(なお、要求水準書13頁図2の記載のとおり、バイオガス利活用施設は耐用年数経過後に更新可と理解しております。) また、その場合、事業当初に付与された権利については、実施方針に対する質問への回答No. 58にある「事業期間に渡り償却」するのではなく、「『全面撤去・更新』の計画前までの期間で償却」することができるという理解で宜しいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、事業契約書(案)第65条4項1号及び2号に示す契約解除時における施設専用使用権の県による買取価格については、左記の質問に示すとおり、全面撤去・更新の計画までの期間で均等償却した価格を基準とします。ただし、施設専用使用権の償却に係る税務上の取扱いについては、管轄税務署に確認の上、事業者の責任のもと、適切に処理して下さい。	5/12公表
7	入札説明書	10	2	エ	(b)	a	i)	施設の利用に対する権利 実施方針に対する質問への回答No. 60及びNo. 67で「関係機関に確認後、入札説明書等で示す」とあった結果についてご教示下さい。	県は、バイオガス利活用施設と同等の対価性を有するものとして、バイオガスを無償で譲り受けバイオガス利活用施設の運営により生成物を製造して専属的に利活用することができる権利を事業者に対して付与することとします。詳細は、事業契約書(案)第45条第2項をご参照下さい。	4/30公表
8	入札説明書	10	2	エ	(b)	a	i)	施設の利用に対する権利 実施方針に対する質問への回答No. 58であった「繰延資産又はその他項目として、事業期間に渡り償却できることを想定しております」について、仮に事業開始後に管轄税務署の指導により特別目的会社にかかる税負担が増加した場合は、その分を貴県にて負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	管轄税務署の指導により特別目的会社のバイオガス利活用施設の利用に対する権利に係る税負担が増加した場合は、原則事業者の負担とします。	4/30公表
9	入札説明書	11	2	(1)	エ	b		運営・維持管理業務の対価 豊川浄化センター全体の維持管理・運営コストを削減するために、本事業の運営において製造されたバイオガスを豊川浄化センター3号汚泥焼却設備に供給し、焼却炉の重油燃料代替として利活用いただくことを検討する場合、貴県の相談窓口を明示して下さい。	バイオガスの場内利用をご提案される場合は、技術対話を行うこととしたので、その場をご活用ください。	5/12公表
10	入札説明書	11	2	(1)	エ	b		運営・維持管理業務の対価 豊川浄化センター全体の維持管理・運営コストを削減するために、本事業の運営において製造されたバイオガスを豊川浄化センター3号汚泥焼却設備に供給し、焼却炉の重油燃料代替として利活用いただくことを検討する場合、バイオガスを利活用いただける期間は本事業運営期間と同じ(平成28年10月1日～平成48年3月31日)と考えて宜しいでしょうか。それとも『要求水準書P17⑤焼却施設の排熱利用』に示される通り、平成43年3月31日までとして計画すべきでしょうか。	平成43年3月31までとし、平成43年度から事業期間末までのバイオガスの利活用は別途提案して下さい。なお、バイオガスは平成43年3月31日以降も引き続き焼却炉で供給を受けることができる可能性があります。その場合は県と協議の上、県の最終指示に従うものとします。	5/12公表
11	入札説明書	11	2	(1)	エ	b		運営・維持管理業務の対価 本事業の運営において製造されたバイオガスを豊川浄化センター3号汚泥焼却設備に供給し、焼却炉の重油燃料代替として利活用いただく場合の条件として、3号焼却設備においてバイオガスを重油の燃料代替として利活用いただくための機械・電気設備ほか新設設備の設計・建設はPFI事業者の業務範囲として実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	5/12公表
12	入札説明書	11	2	(1)	エ	b		運営・維持管理業務の対価 本事業の運営において製造されたバイオガスを豊川浄化センター3号汚泥焼却設備に供給し、焼却炉の重油燃料代替として利活用いただく場合の条件として、バイオガス利活用施設については、貴県の汚泥処理事業に影響を及ぼさない範囲で事業運営を開始する平成28年10月1日までに建設を完了するとの理解で宜しいでしょうか。	バイオガス利活用施設については、平成29年3月31日までは運営・維持管理を開始できるように建設を完了して下さい。	5/12公表
13	入札説明書	11	2	(1)	エ	b		運営・維持管理業務の対価 本事業の運営において製造されたバイオガスを豊川浄化センター3号汚泥焼却設備に供給し、焼却炉の重油燃料代替として利活用いただく場合の条件として、バイオガス利活用施設の使用期間における点検・修繕・更新などもPFI事業者の業務範囲となり、バイオガス利活用施設を除く、焼却設備内の他設備の点検・修繕・更新などは貴県にて引き続き実施いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	5/12公表
14	入札説明書	11	2	(1)	エ	b		運営・維持管理業務の対価 本事業の運営において製造されたバイオガスを豊川浄化センター3号汚泥焼却設備に供給し、焼却炉の重油燃料代替として利活用いただく場合の条件として、本事業の運営期間中、本事業において製造されたバイオガスは、豊川焼却設備にて重油燃料より優先的に利活用いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	経済的に同等又は有利であること、かつ安定的に運転ができることの条件を満たせば、焼却炉の運転に必要な量を上限として優先的に使用します。なお、焼却炉の運転に必要な量は、閲覧資料等から算出し提案して下さい。	5/12公表

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(入札説明書)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	備考
15	入札説明書	11	2	(1)	エ	b	運営・維持管理業務の対価	本事業の運営において製造されたバイオガスを豊川浄化センター3号汚泥焼却設備に供給し、焼却炉の重油燃料代替として活用いただく場合の条件として、豊川焼却設備で活用頂いたバイオガスについては、重油燃料の削減量(定義1)に応じてPFI事業者が利用料金をお支払いいただけるものと理解して宜しいでしょうか。 その際、重油の単価はPFI事業者の提案価格(当該事業年度の物価変動調整があった場合はその価格)によるものとします。また、バイオガスの利用料についてはPFI事業者にて設置する流量計の値を提示し、貴県もしくは貴県が委託する水処理施設管理者様にご確認いただき決定するものとします。 定義1: 重油燃料の削減量(ℓ) = バイオガス利用量(m ³ N) × バイオガス発熱量(MJ/m ³ N) ÷ 重油発熱量(MJ/ℓ) 本条件と異なる精算をお考えの場合は質問回答において諸条件を明示して下さい。	前段は、現時点では、ご理解のとおりですが、将来、重油価格の高騰により、代替燃料へ切り替えた方が有利となる状態となれば、その燃料との比較になります。 後段は、現時点では算定式を、以下のとおりとします。 重油燃料の削減量(ℓ) = バイオガス利用量(Nm ³) × バイオガス発熱量(MJ/Nm ³) ÷ 重油発熱量(MJ/ℓ) ・バイオガス利用量: 焼却炉で受け入れた量(入札時には合理的な受け入れ量を提案して下さい) ・バイオガス発熱量: 事業者提案 ・重油発熱量: 39.1MJ/ℓ ・重油単価: 県もしくは県が指定する水処理施設等管理者が流域下水道の管理のために調達する重油の単価を元に決定します。入札時には82,500円/kL(税抜き)として計算して下さい。 なお、ガスの性状は3号焼却炉で使えるものを提案することとします。又、代替燃料に切り替えた場合は、重油燃料を代替燃料の名称に置換え、発熱量や単価はその代替燃料の数値に置き換えます。	5/12公表
16	入札説明書	11	2	(1)	キ		生成物販売収入等の県への配分	「事業者が生成物の販売で得た収入のうち10%を県へ配分額とし、県はサービス購入料Bからこれを差し引いた額を支払います」とありますが、サービス購入料Bの費用を精算される際に適用される「得た収入」とは、提案値ではなく、実績値と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は事業契約書(案)別紙2「4(1)バイオガス又はバイオガス生成物の売却等の収入の県への収入配分」をご参照下さい。	4/30公表
17	入札説明書	16	3	(3)	キ		技術対話	技術対話の内容は原則公表されるのでしょうか、ご教示ください。	原則非公表とします。ただし、対話参加者間での公平性を保つ必要がある場合は、各応募グループの代表企業に技術対話の内容の一部(各対話参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係る内容は除く)を通知する場合があります。	4/30公表
18	入札説明書	22	3	(5)	カ	(ア)	入札予定価格	「本事業の入札予定価格については、県が直接実施した場合の設計・建設業務及び運営・維持管理の費用を算出して合計し、そこから生成物の販売収入(但し、県への生成物の販売収入の配分額を除く)及び事業期間終了時の汚泥処理事業における更新施設の残存価額を差し引いて、算出しています。」との記述がありますが、ここではバイオガスを全量場内利用するケースを想定されていると理解してよろしいでしょうか。 また、その場合の設計・建設費及び運営・維持管理費、生成物の販売収入の算出根拠をご教授頂けますか。	前段は、汚泥を全量消化のうえ、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)の活用による売電収入を想定しております。 後段は、以下に示す算定式により、入札予定価格を算定しています。なお、具体的な算出根拠は開示しません。 入札予定価格 = 設計・建設費 + 運営・維持管理費 - 売電収入の90% - 残存価格※ ※事業期間終了時の汚泥処理事業における更新施設の残存価格	5/2公表
19	入札説明書	22	3	(5)	カ	(ア)	入札予定価格	本事業の入札予定価格7,953,284,160円及び事業期間中の運営・維持管理費(サービス購入量B-1及びB-2)の予定価格2,711,253,600円の内訳について、①建設、更新費②修繕費③用役費(電力、薬品、燃料など)④人件費(オペレーションコスト)⑤バイオガス利活用に伴う便益など可能な範囲で明示下さい。	具体的な数値は示せません。	4/30公表
20	入札説明書	26	3	(6)	キ		事業者を選定しない場合	応募者あるいは入札参加者が1者しか出なかった場合でも、県の財政負担軽減の達成が見込め、本事業をPFI事業として実施することが適当であると県が判断した場合は、当該応募者が落札者となり得ると考えて宜しいでしょうか。	応募者が1者でも、入札は成立します。ただし、「キ事業者を選定しない場合」(p26)に該当する場合は、事業者を選定しません。	4/30公表
21	入札説明書	26	3	(7)	イ		特別目的会社の設立等	「県が兼業を承諾する業務としては、・・・清掃業務、外構維持管理業務、消防設備点検業務等・・・」とありますが、p.7の「その他業務」では、これらの業務が列記され、本事業(民間事業者の業務範囲)に含まれるように取れます。これらの業務については、本事業の範囲内か否かについてご教示下さい。 また、範囲内の場合、ここでいう「承諾」とはどのような意図でしょうか。(提案したにも係らず、承諾しないということがあるのでしょうか。)	P7の『その他業務』は本事業の事業範囲内に限った業務内容ですので、事業者(特別目的会社)の業務です。『県が兼業を承諾する業務』は、本事業の範囲外で行う事業を指します。	5/2公表
22	入札説明書	27	3	(7)	カ	(ア)	契約保証金の納付	「かかる工事費相当額及び・・・」とありますが、ここでいう工事費相当額には、長寿命化支援制度における修繕は含まないという理解で宜しいでしょうか。	長寿命化支援制度における修繕は、契約保証金の対象に含まれます。	4/30公表
23	入札説明書	27	3	(7)	カ	(ア)	契約保証金の納付	契約保証金については、本事業においては工事業務が多年度に渡り、かつ工事が発生しない年度もあることから、事業期間に渡り納付し続けることは現実的ではなく、かつ契約保証金の趣旨から反するものと考えます。 したがって、契約保証金については、工事が発生する年度単位にて、当該年度における工事費相当額及び当該額にかかる消費税及び地方消費税の合計額の10分の1以上に相当する額の納付等を行えば足りるという理解で宜しいでしょうか。	第2回質問回答時に回答します。	後日回答公表
24	入札説明書	28	4	(1)			リスク分担の考え方	「予想される主たるリスク及び県と事業者の責任分担・・・事業契約書に提示します。」とありますが、今回の事業契約書(案)のどの部分を指していますでしょうか。それとも今後追記されるのでしょうか。	基本協定書(案)及び事業契約書(案)の本文及び別紙において、本事業に係る県と事業者のリスク分担を記載しております。	5/12公表

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(入札説明書)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	備考
25	入札説明書	28	4	(1)			リスク分担の考え方	文面に「リスク及び県と事業者の責任分担、責任分担の程度、具体的な事項については、事業契約書に提示します」とありますが、事業契約書にそれが示されていません。ご教示願います。	質問No. 24への回答をご参照下さい。	5/12公表
26	入札説明書	30	5	(2)			施設構成等の概要	「記載のない発電施設、・・・」とありますが、別紙3の基本フローにある「バイオガス利活用施設」がここでいう「発電施設・・・」にあたるという理解で宜しいでしょうか。	記載のない「発電施設、排熱供給施設、汚泥処理施設、脱臭施設」とは、バイオガス利活用施設以外のものをいいます。	5/12公表
27	入札説明書	34					別紙1	要求水準書の別紙10施設更新計画(案)の設置年度と違う機器があります。どちらが正でしょうか。	誤りがありましたので、入札説明書別紙1、要求水準書表2及び表17、別紙10施設更新計画(案)について修正します。後日公表予定の入札説明書と要求水準書をご覧ください。	5/12公表
28	入札説明書	39					電力使用料金	参考として電力使用料金が示されています。リスク分担に物価変動が記載されている場合、受託者が提示した電力単価に対して将来的な単価変動リスクはここで示されている基本料金、夜間電力量料金、昼間電力量料金、重負荷時間電力量料金のそれぞれの単価及び燃料調整費、再エネ賦課金についてであると理解してよろしいでしょうか。	契約後の物価変動に関する精算の基準については、事業契約書(案)別紙2 6(5)改定率の指数の注意書きに示すとおり、改定率として用いる指数は事業者の提案内容をもとに、事業契約締結までに協議のうえ決定することとします。その際、事業者の提案するサービス購入料Bの様式(様式II-2-3(別添6、別添7))を参考とします。	5/12公表